

## 委員からの意見書に対する事務局からの回答

令和7年度第5回  
流山市国民健康保険運営協議会  
資料2

No.	意見	事務局の回答
1	<p>以下の事項を周知してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化の我が国の将来を担う子どもを育てることが、国全体のみならず私たちの生活の未来を担っていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の内容につきましては、第4回国保運営協議会において、複数の委員から意見をいただいていることから、後ほど会長からご説明いただく答申案の付帯意見への記載について、ご議論いただきたいと考えております。</li> </ul>
2	<p>以下の事項を周知してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保の被保険者ではない後期高齢者の医療費について、既に支援金の形で、国保の被保険者が負担している現状があること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の現在の3区分のうち、後期高齢者支援金分については、委員ご指摘のとおり、後期高齢者医療制度の費用の一部として、賦課されるものです。</li> <li>・また、この後期高齢者支援金は、国保のみならず、被用者保険においても賦課されているものです。</li> <li>・ご意見については、今後、広報、ホームページなどを通じ、周知を図ってまいります。</li> </ul>
3	<p>以下の事項を周知してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保の被保険者である前期高齢者の医療費について、国保だけでは負担しきれないため、その相当部分を国保と関係なく、かつ世代が相違する被用者保険（共済保険、協会けんぽ、組合健保）といった、現役世代が負担している現状があること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員ご指摘のとおり、国保加入者の医療費は、国保加入者の保険料だけではなく、国県市の公費や、委員ご指摘の被用者保険からの前期高齢者交付金で賄っている状態です。</li> <li>・この前期高齢者交付金は、前期高齢者の偏在による保険者間の不均衡を調整するための仕組みとなっています。</li> <li>・現状、全国の国保全体の医療給付費等の総額のうち、4割強を前期高齢者交付金で賄っています。</li> <li>・ご意見については、今後、広報、ホームページなどを通じ、周知を図ってまいります。</li> </ul>